

判決年月日	平成 1 6 年 6 月 2 3 日	担当 部	東京高等裁判所 知的財産第 2 部
事 件 番 号	平成 1 5 年（ネ） 5 7 5 2 号		
○退職した取締役が、新たに会社を設立し、退職した会社の業務と関連する発明について、新会社に特許出願させた行為が、退職した会社に対する債務不履行にも、不法行為にも該当しないとした事例			

本件は、控訴人の常務取締役技術本部長であった被控訴人が、控訴人を退職後に設立した会社に平成11年8月31日付け特許出願1（特願平11-246270号）及び平成12年4月27日付け特許出願2（特願2000-128453号）をさせたことは、委任契約の債務不履行又は不法行為に当たり、これにより、控訴人の取引先である甲社のエディカレント発明及び控訴人が開発したシゴキリング発明に関し控訴人が支出した材料費及び設計製作費が無駄になった結果、これら支出額相当の損害を被ったと主張して、控訴人が、被控訴人に対し、損害賠償を請求した事案である。

原判決は、特許出願1、2により控訴人にその主張するような損害が発生したということとはできないとして、主張自体を失当として排斥し、控訴人の請求をいずれも棄却した。

本判決は、債務不履行に基づく請求については、控訴人主張に係る委任契約の存在を認めることができないとして、不法行為に基づく請求については、エディカレント発明は、日本国内において公然知られた発明ないし公然実施をされた発明であることが明らかであり、特許出願1が、甲社と控訴人間の信頼関係を破壊して控訴人の利益を不当に害するということとはできず、特許出願2に係る発明は、シゴキリング発明とは異なるものというべきであり、特許出願2が、同発明の新規性を喪失させたものということとはできず、自由競争の原理を逸脱して控訴人の利益を不当に害するものということもできないとして、いずれも排斥し、控訴人の控訴を棄却した。